

令和3年9月富津市議会定例会
議案等資料

令和3年8月26日

富 津 市

令和3年9月富津市議会定例会議案等資料一覧表

番 号	件 名	頁
	令和3年9月富津市議会定例会議案等概要	1
議案第2号資料	富津市中小企業資金融資条例新旧対照表	6
議案第3号資料	特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例 新旧対照表	8
議案第4号資料	富津市個人情報保護条例新旧対照表	9
議案第7号資料	富津市土地開発公社の解散の概要	12
議案第8号資料	開札調書	13
議案第9号資料	旧金谷小学校の貸付けの概要	14

令和3年9月富津市議会定例会議案等概要

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第1号	<p>令和3年度富津市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて （提案理由）</p> <p>令和3年7月3日及び13日の大雨により被災した道路、河川、農地等の復旧に係る予算を措置する令和3年度富津市一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和3年7月20日に専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものである。</p>	総務部
議案第2号	<p>富津市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて （提案理由）</p> <p>中小企業等経営強化法に基づく創業等関連保証制度が廃止され、産業競争力強化法に基づく創業関連保証制度へ一本化すること等を内容とする産業競争力強化法の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）が令和3年8月2日に施行されたことにより、富津市中小企業資金融資条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和3年7月30日に専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものである。</p> <p>（施行日） 令和3年8月2日</p>	建設経済部
議案第3号	<p>特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について （提案理由）</p> <p>市長、副市長及び教育長の期末手当基礎額を給料月額のみとする措置を市長の任期満了まで行うため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>（施行日） 公布の日</p>	総務部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第 4 号	<p>富津市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) デジタル庁設置法（令和 3 年法律第36号）及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第37号）の施行に伴い、関連する条文を整備するため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 公布の日。一部デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日</p>	総務部
議案第 5 号	<p>富津市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について (提案理由) 富津市土地開発基金の設置目的である公共用に供する土地等の先行取得の必要性が低くなり、今後の活用が見込まれないため、条例を廃止するものである。 (施行日) 令和 3 年10月 1 日</p>	総務部
議案第 6 号	<p>富津市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について (提案理由) 出産育児一時金の医療機関への直接支払制度の普及に伴い、富津市国民健康保険出産費資金貸付基金による貸付けの必要性がなくなったため、条例を廃止するものである。 (施行日) 令和 3 年10月 1 日</p>	健康福祉部
議案第 7 号	<p>富津市土地開発公社の解散について (提案理由) 富津市土地開発公社を解散することについて、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	総務部
議案第 8 号	<p>財産の取得について (提案理由) 高規格救急自動車等を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	消防本部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第9号	財産の貸付けについて (提案理由) 令和2年3月に閉校した旧金谷小学校の活用に伴い、市が保有する財産を適正な対価なくして貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものである。	総務部
議案第10号	財産の処分について (提案理由) 詰所及び器具庫として使用していた財産を地元区で有効活用するため、土地を有償譲渡し、建物を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものである。	消防本部
議案第11号	令和3年度富津市一般会計補正予算(第6号) 補正額 232,077千円 補正後の予算額 19,475,304千円 (主な内容) ・令和3年7月3日の大雨の影響による災害復旧事業 103,510千円 ・鋸山の日本遺産候補地域の認定に伴う文化財保護関係費 26,125千円 ・東京湾漁業総合対策事業 25,043千円	総務部
議案第12号	令和3年度富津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) 補正額 35,742千円 補正後の予算額 5,898,742千円 (提案理由) 令和2年度決算の確定に伴い、歳入では繰越金などを、歳出では国民健康保険基金積立金、県負担金返還金などを増額するとともに、人事異動に伴う人件費補正をするものである。	健康福祉部
議案第13号	令和3年度富津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 補正額 12,382千円 補正後の予算額 695,382千円 (提案理由) 令和2年度決算の確定に伴い、歳入では繰越金を、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を増額するとともに、人事異動に伴う人件費補正をするものである。	健康福祉部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第14号	<p>令和3年度富津市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）</p> <p>補正額 99,362千円</p> <p>補正後の予算額 5,252,362千円</p> <p>（提案理由）</p> <p>令和2年度決算の確定に伴い、歳入では繰越金などを、歳出では介護保険給付費準備基金積立金、国庫負担金返還金などを増額するとともに、人事異動に伴う人件費補正をするものである。</p>	健康福祉部
議案第15号	<p>令和2年度富津市一般会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>（決算概要）</p> <p>歳入決算額 26,223,968千円</p> <p>歳出決算額 25,080,922千円</p> <p>差引 1,143,046千円</p> <p>（提案理由）</p> <p>地方自治法第233条第3項の規定により令和2年度決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。</p>	総務部
議案第16号	<p>令和2年度富津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>（決算概要）</p> <p>歳入決算額 5,831,318千円</p> <p>歳出決算額 5,791,542千円</p> <p>差引 39,776千円</p> <p>（提案理由）</p> <p>地方自治法第233条第3項の規定により令和2年度決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。</p>	健康福祉部
議案第17号	<p>令和2年度富津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>（決算概要）</p> <p>歳入決算額 643,554千円</p> <p>歳出決算額 624,491千円</p> <p>差引 19,063千円</p> <p>（提案理由）</p> <p>地方自治法第233条第3項の規定により令和2年度決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。</p>	健康福祉部

番 号	件 名 及 び 概 要	関 係 部
議案第18号	<p>令和2年度富津市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について (決算概要)</p> <p>歳入決算額 5,210,620千円 歳出決算額 5,123,382千円 差引 87,238千円</p> <p>(提案理由) 地方自治法第233条第3項の規定により令和2年度決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。</p>	健康福祉部
議案第19号	<p>令和2年度富津市温泉供給事業特別会計決算の認定について (決算概要)</p> <p>温泉事業収益 819千円 温泉事業費用 1,692千円 純損失 △873千円</p> <p>(提案理由) 地方公営企業法第30条第4項の規定により令和2年度決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。</p>	建設経済部
報告第1号	<p>令和2年度決算に基づく富津市健全化判断比率及び富津市資金不足比率の報告について (報告理由)</p> <p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により令和2年度決算に基づく富津市健全化判断比率及び富津市資金不足比率を監査委員の意見を付けて議会に報告するものである。</p>	総務部
報告第2号	<p>専決処分の報告について (報告理由)</p> <p>車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。</p>	総務部

議案第2号資料

富津市中小企業資金融資条例（平成17年富津市条例第5号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、農業協同組合、水産業協同組合、森林組合を除く市内に店舗、工場、事業所、営業所等を有する者をいう。</p> <p>(2) 小規模企業者 信用保険法第2条第3項に規定する小規模企業者のうち、市内に店舗、工場、事業所、営業所等を有する者をいう。</p> <p>(3) 創業者 <u>中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「経営強化法」という。）第2条第3項第1号及び第2号に規定する創業者のうち、市内で事業を開始する具体的な計画を有する者をいう。</u></p> <p>(4) 新規中小企業者 中小企業者のうち、事業を開始した日以後の期間が1年を経過していない個人又は設立の日以後の期間が1年を経過していない会社をいう。</p> <p>(5) 運転資金 商品や原材料の仕入れ、決済等に要する事業上の資金をいう。</p> <p>(6) 設備資金 市内に設置する店舗、工場、事業所、営業所等の新築及び増改築並びに設備、機械、車両等の購入に要する事業上の資金をいう。</p> <p>(7) 一般事業資金 中小企業者が経営に必要な運転資金及び設備資金をいう。</p> <p>(8) 特別小口資金 千葉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が定める特別小口保証制度の利用要件に該当する小規模企業者が経営に必要な運転資金及び設備資金をいう。</p> <p>(9) 創業支援資金 創業者又は新規中小企業者が経営に必要な運</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、農業協同組合、水産業協同組合、森林組合を除く市内に店舗、工場、事業所、営業所等を有する者をいう。</p> <p>(2) 小規模企業者 信用保険法第2条第3項に規定する小規模企業者のうち、市内に店舗、工場、事業所、営業所等を有する者をいう。</p> <p>(3) 創業者 <u>産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第29項第1号及び第3号</u>に規定する創業者のうち、市内で事業を開始する具体的な計画を有する者をいう。</p> <p>(4) 新規中小企業者 中小企業者のうち、事業を開始した日以後の期間が1年を経過していない個人又は設立の日以後の期間が1年を経過していない会社をいう。</p> <p>(5) 運転資金 商品や原材料の仕入れ、決済等に要する事業上の資金をいう。</p> <p>(6) 設備資金 市内に設置する店舗、工場、事業所、営業所等の新築及び増改築並びに設備、機械、車両等の購入に要する事業上の資金をいう。</p> <p>(7) 一般事業資金 中小企業者が経営に必要な運転資金及び設備資金をいう。</p> <p>(8) 特別小口資金 千葉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が定める特別小口保証制度の利用要件に該当する小規模企業者が経営に必要な運転資金及び設備資金をいう。</p> <p>(9) 創業支援資金 創業者又は新規中小企業者が経営に必要な運</p>

<p>転資金及び設備資金をいう。 (融資の要件)</p> <p>第4条 一般事業資金の融資を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たしていなければならない。</p> <p>(1) 市税を滞納していないこと。 (2) 市内で1年以上同一事業を営んでいること。 (3) 保証協会の保証を受けることができること。 (4) 担保(保証人の保証を除く。以下同じ。)のあること。 (5) 連帯保証人のあること。</p> <p>2 特別小口資金の融資を受けようとする者は、前項第1号から第3号までに掲げる要件をいずれも満たしていなければならない。</p> <p>3 創業支援資金の融資を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たしていなければならない。</p> <p>(1) 第1項第1号及び第3号に掲げる要件をいずれも満たしていること。 (2) 創業者にあっては、融資を受けようとする金額と同額以上の自己資金を有すること。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、保証協会の審査において、担保又は連帯保証人が不要と判断された者にあつては、それぞれ第1項第4号又は第5号に掲げる要件を満たすことを要しない。</p>	<p>転資金及び設備資金をいう。 (融資の要件)</p> <p>第4条 一般事業資金の融資を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たしていなければならない。</p> <p>(1) 市税を滞納していないこと。 (2) 市内で1年以上同一事業を営んでいること。 (3) 保証協会の保証を受けることができること。 (4) 担保(保証人の保証を除く。以下同じ。)のあること。 (5) 連帯保証人のあること。</p> <p>2 特別小口資金の融資を受けようとする者は、前項第1号から第3号までに掲げる要件をいずれも満たしていなければならない。</p> <p>3 創業支援資金の融資を受けようとする者は、第1項第1号及び第3号に掲げる要件を_____満たしていなければならない。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、保証協会の審査において、担保又は連帯保証人が不要と判断された者にあつては、それぞれ第1項第4号又は第5号に掲げる要件を満たすことを要しない。</p>
---	---

議案第3号資料

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第22号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期满了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期满了し、退職し、又は死亡した者にあつては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>附 則</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期满了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期满了し、退職し、又は死亡した者にあつては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>附 則</p> <p>5 令和3年12月1日から令和6年10月5日までの間に支給する期末手当は、第4条第3項の規定にかかわらず、期末手当基礎額の加算に関する規定は、適用しないものとする。</p>

議案第4号資料

富津市個人情報保護条例（平成16年富津市条例第10号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>イ 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>(2) 個人識別符号 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p>(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(5) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項（これ</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>イ 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>(2) 個人識別符号 <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項</u>に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(5) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項（これ</p>

らの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(6) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び富津市土地開発公社(以下「公社」という。)をいう。

(7) 実施機関の職員 次に掲げる者をいう。

ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員

イ 公社の役員及び職員

(8) 行政文書 富津市情報公開条例(平成16年富津市条例第9号)第2条第3号に規定する行政文書をいう。

(9) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、次に掲げる処理を除く。

ア 専ら文章を作成するための処理

イ 専ら文書、図画又は写真の内容を記録するための処理

ウ 製版その他の専ら印刷物を製作するための処理

エ 専ら文書、図画又は写真の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理

(10) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))及び公社を除く。以下「法人等」という。)又は事業を営む個人をいう。

(個人情報の提供先への通知)

第35条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に

らの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(6) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び富津市土地開発公社(以下「公社」という。)をいう。

(7) 実施機関の職員 次に掲げる者をいう。

ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員

イ 公社の役員及び職員

(8) 行政文書 富津市情報公開条例(平成16年富津市条例第9号)第2条第3号に規定する行政文書をいう。

(9) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、次に掲げる処理を除く。

ア 専ら文章を作成するための処理

イ 専ら文書、図画又は写真の内容を記録するための処理

ウ 製版その他の専ら印刷物を製作するための処理

エ 専ら文書、図画又は写真の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理

(10) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(個人情報の保護に関する法律第2条第9項

に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))、地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))及び公社を除く。以下「法人等」という。)又は事業を営む個人をいう。

(個人情報の提供先への通知)

第35条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、内閣総理大臣及び番号利用法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に

規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

富津市土地開発公社の解散の概要

1 解散の理由

富津市土地開発公社（以下「公社」という。）は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的として、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、昭和61年に富津市が100%出資して設立した特別法人である。

設立以降、地価が上昇している局面においては、公共用地等の先行取得を行い、本市の都市基盤整備に大きな役割を果たしてきたが、近年では、地価の下落により先行して土地を取得する必要性が低下しており、公社が存続する意義は薄れている。

平成27年度以降は、公社による土地の先行取得は行っておらず、令和2年度をもって本市が委託した事業は全て完了したことから、公社の役割を終えたものと考え、公社の維持に要する経費の削減及び事務の合理化を図るため、解散すべきものとした。

2 公社の現状（令和2年度末現在）

（1）組織

役員 理事8名、監事2名

職員 8名（市職員が兼務）

（2）公社保有土地

なし

（3）保有財産

預貯金 16,588,024円

3 公社解散後の土地の先行取得

先行取得が必要となった場合は、市の予算計上による取得や千葉県土地開発公社を活用して取得する。

開 札 調 書

入札の結果は下記のとおりです。

1 執 行 年 月 日	令和3年7月7日		
2 件 名	高規格救急自動車購入		
3 場 所	富津市下飯野2509番地1		
4 落 札 者	千葉トヨタ自動車（株）君津店		
5 落 札 価 格	36,294,534 円	（	33,000,000 円）
6 予 定 価 格	39,719,756 円	（	36,113,850 円）

※ 括弧内の金額は、消費税及び地方消費税を除いた額

業 者 名	第1回入札	第2回入札	摘要
千葉トヨタ自動車（株）君津店	33,000,000円		落札
（株）清水商会	33,000,000円		
（株）吉田商会	34,854,790円		
（株）エノモト防災工業	43,000,000円		
英和（株）千葉営業所	円		辞退
日産プリンス千葉販売（株）	円		辞退

議案第9号資料

旧金谷小学校の貸付けの概要

1 貸付財産

土地	富津市金谷字下原2234番8 他12筆	3,017m ²
建物	① 管理教室棟 鉄筋コンクリート造2階建て	733m ²
	② 普通教室棟 鉄筋コンクリート造2階建て	1,072m ²
	③ 屋内運動場 鉄筋コンクリート造2階建て	894m ²

2 貸付金額

土地 無償

建物 無償

3 貸付期間

貸付開始日から3年間

4 貸付相手方

船橋市西船四丁目19番3号

株式会社フューチャーリンクネットワーク

代表取締役 石井 丈晴

5 使用用途

コミュニティスペース、動画撮影スタジオ、民間図書館及び地域情報サイト運営

6 その他

- ・グラウンド部分については、別途有償（月額220,000円）で貸付けを行う予定。
- ・これまでどおり、災害時における指定避難所及び指定緊急避難場所並びにドクターヘリランデブーポイントとして使用可能となるほか、地域住民のスポーツの場として利用可能となる予定。

